

第53号議案

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和3年8月30日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に養育されている子どもが特定教育・保育施設等を利用する場合に利用者負担を求めないこととするため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例（平成27年芦屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第3条関係） 満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料 (略)	別表第1（第3条関係） 満3歳未満保育認定子どもで保育の提供を受けるものの保育料 (略)
備考 1 (略) 2 生活保護世帯等とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯をいう。 <u>別表第2において同じ。</u>	備考 1 (略) 2 この表において、生活保護世帯等とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者等の世帯をいう。

改正後	改正前
<p>3 ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。<u>別表第2において同じ。</u></p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>	<p>3 <u>この表において、</u>ひとり親世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>4～10 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定（「児童福祉法」の次に「第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法」を加える部分に限る。）は、令和3年4月1日から適用する。

参 照

芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、小規模住居型児童養育事業を行う者に養育されている子どもが特定教育・保育施設等を利用する場合に利用者負担を求めないこととするため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料，預かり保育料，延長保育料及び病児保育料が零となる「生活保護世帯等」の定義を次のように改める。

改正案	現 行
次のいずれかに該当する教育・保育給付認定保護者等の世帯	次のいずれかに該当する教育・保育給付認定保護者等の世帯
(1) 生活保護法による被保護世帯	(1) 生活保護法による被保護世帯
(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	(2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯
(3) <u>児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業(※)を行う者</u>	
(4) 児童福祉法に規定する里親	(3) 児童福祉法に規定する里親

※ 小規模住居型児童養育事業とは、保護者のない児童又は保護者に監護させることが適当でないと認められる児童の養育に関し相当の経験を有する者等の住居において養育を行う事業をいう。

- (2) その他規定の整理

3 施行期日等

公布の日から施行し、小規模住居型児童養育事業を行う者に係る保育料等の規定は、令和3年4月1日から適用する。